

## 中川村美しい村づくり条例 景観審議会 委員公募要領

### 1 目的

中川村美しい村づくり条例に定める景観審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱するにあたり、委員の一部を公募により選考し、幅広い村民の意見を反映することとします。

### 2 任務

この審議会は、村長の諮問を受けて、所有地等の適正な管理に対する勧告や必要な措置、景観保全資産等の指定などについて審議します。

### 3 公募委員の数

公募による委員は若干名とします。（委員総数は8名以内です。）

### 4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から2年間です。

### 5 応募資格

委員の応募資格は、村内に住所を有する20歳以上の村民とします。

### 6 応募方法

応募については自薦とし、委員公募申込書（別紙様式）に記入のうえ、郵送、FAX、持参又は電子メールにより応募してください。

### 7 募集期間

募集期間は、令和8年7月1日から令和8年7月31日までとします。郵送の場合は、期間最終日の消印のあるものまで有効とします。また、電子メールによる場合は、受信日が期間最終日までのものを有効とします。

### 8 選考方法

提出された委員公募申込書により選考します。

### 9 委員報酬

会議出席に係る委員報酬については、村の規定に基づきお支払します。

### 10 会議の開催

審議会は、原則として年1回平日日中に開催します。

### 11 申込書

委員公募申込書に必要事項をご記入の上、申し込んでください。

### 12 公募申込書の提出先及び問合せ先

〒399-3892 中川村大草 4045-1 中川村役場 建設環境課 建設係

電話：0265-88-3051 FAX：0256-88-3890

ホームページ：<http://www.vill.nakagawa.nagano.jp>

E-mail：[kensetsu@vill.nagano-nakagawa.lg.jp](mailto:kensetsu@vill.nagano-nakagawa.lg.jp)